

別表1

番号	項目	基準値	検査頻度/年	備考	
		(mg/L)	ポルダ-濁の湯 蛇口		
基01	一般細菌	100個/ml以下	年12回	病原生物の代替指標	
基02	大腸菌	検出されないこと	〃		
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	無機物/重金属	
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	〃		
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	〃		
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	〃		
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	年12回		
基08	六価クロム化合物	0.02以下	年4回		
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	〃		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	〃		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	〃		
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	〃		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	〃	一般有機物	
基14	四塩化炭素	0.002以下	〃		
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	〃		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	〃		
基17	ジクロロメタン	0.02以下	〃		
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	〃		
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	〃		
基20	ベンゼン	0.01以下	〃		
基21	塩素酸	0.6以下	〃		消毒副生成物
基22	クロロ酢酸	0.02以下	〃		
基23	クロロホルム	0.06以下	〃		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	〃		
基25	ジブromokロロメタン	0.1以下	〃		
基26	臭素酸	0.01以下	〃		
基27	総トリハロメタン	0.1以下	〃		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	〃		
基29	ブromोजクロロメタン	0.03以下	〃		
基30	ブromホルム	0.09以下	〃		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	〃	着色	
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	〃		
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	〃		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	〃		
基35	銅及びその化合物	1.0以下	〃		
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	〃	味	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年12回	着色	
基38	塩化物イオン	200以下	〃	味	
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回		
基40	蒸発残留物	500以下	〃	発泡	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	〃		
基42	ジオスミン	0.00001以下	〃	カビ臭	
基43	2-MIB	0.00001以下	〃	発泡	
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	〃		
基45	フェノール類	0.005以下	〃	臭気	
基46	有機物(全有機炭素の量)	3以下	年12回	味	
基47	pH値	5.8-8.6	〃	基礎的性状	
基48	味	異常でないこと	〃		
基49	臭気	異常でないこと	〃		
基50	色度	5度以下	〃		
基51	濁度	2度以下	〃		

別表2

項目	検査頻度	備考
色度	毎日	水道法施行規則第15条第1項第1号 による
濁度	毎日	
消毒の残留効果(残留塩素)	毎日	

別表3

番号	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度/年		備考
			着水井		
			51項目	39項目	
基01	一般細菌	100個/ml 以下	2	4	病原生物の代替指標
基02	大腸菌	検出されないこと	2	4	
基03	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	2	4	無機物/重金属
基04	水銀及びその化合物	0.0005 以下	2	4	
基05	セレン及びその化合物	0.01 以下	2	4	
基06	鉛及びその化合物	0.01 以下	2	4	
基07	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	2	4	
基08	六価クロム化合物	0.02 以下	2	4	
基09	亜硝酸態窒素	0.04 以下	2	4	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	2	4	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	2	4	
基12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	2	4	
基13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	2	4	一般有機物
基14	四塩化炭素	0.002 以下	2	4	
基15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	2	4	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	2	4	
基17	ジクロロメタン	0.02 以下	2	4	
基18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	2	4	
基19	トリクロロエチレン	0.01 以下	2	4	
基20	ベンゼン	0.01 以下	2	4	消毒副生成物
基21	塩素酸	0.6 以下	2	—	
基22	クロロ酢酸	0.02 以下	2	—	
基23	クロロホルム	0.06 以下	2	—	
基24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	2	—	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	2	—	
基26	臭素酸	0.01 以下	2	—	
基27	総トリハロメタン	0.1 以下	2	—	
基28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	2	—	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	2	—	
基30	ブロモホルム	0.09 以下	2	—	
基31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	2	—	着色
基32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	2	4	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	2	4	
基34	鉄及びその化合物	0.3 以下	2	4	
基35	銅及びその化合物	1.0 以下	2	4	
基36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	2	4	味
基37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	2	4	着色
基38	塩化物イオン	200 以下	2	4	味
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	2	4	
基40	蒸発残留物	500 以下	2	4	発泡
基41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	2	4	
基42	ジェオスミン	0.00001 以下	2	4	カビ臭
基43	2-MIB	0.00001 以下	2	4	
基44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	2	4	発泡
基45	フェノール類	0.005 以下	2	4	臭気
基46	有機物(全有機炭素の量)	3 以下	2	4	味
基47	pH値	5.8-8.6	2	4	基礎的性状
基48	味	異常でないこと	2	—	
基49	臭気	異常でないこと	2	4	
基50	色度	5度 以下	2	4	
基51	濁度	2度 以下	2	4	

別表4

番号	項目	目標値(mg/L)	検査頻度/年		備考
			ポルター湯の湯蛇口	浄水場着水井	
目01	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	—	2	無機物/重金属
目02	ウラン及びその化合物	0.002 以下	—	2	
目03	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	—	2	
目04	削除		—	—	
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	2	一般有機物
目06	削除		—	—	
目07	削除		—	—	
目08	トルエン	0.4 以下	—	2	
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	—	2	消毒副生成物
目10	亜塩素酸	0.6 以下	—	—	
目11	削除		—	—	消毒剤
目12	二酸化塩素	0.6 以下	—	—	消毒副生成物
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下	2	—	
目14	抱水クロラール	0.02 以下	2	—	農薬
目15	農薬類	1 以下	—	—	臭気
目16	残留塩素	1 以下	2	—	味
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上、100以下	—	2	着色
目18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	—	2	味
目19	遊離炭酸	20 以下	—	2	臭気
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	—	2	一般有機物
目21	メチルセブチルエーテル	0.02 以下	—	2	味
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	—	2	臭気
目23	臭気強度(TON)	3 以下	—	2	味
目24	蒸発残留物	30以上、200以下	—	2	基礎的性状
目25	濁度	1度 以下	—	2	腐食
目26	pH値	7.5程度	—	2	
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	—	2	細菌
目28	従属栄養細菌	集落数が2000CFU/ml以下	—	2	
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1ml/L以下		2	有機塩素系化合物
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1ml/L以下		2	無機物/重金属

別表5 (農薬類)

番号	項 目	用 途	検査頻度	
			回数	時期
1	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	2	6月・8月
2	ベンゾビシクロン	除草剤	2	6月・8月
3	ピラクロニル	除草剤	2	6月・8月
4	フィプロニル	殺菌剤	2	6月・8月
5	プロベナゾール	殺菌剤	2	6月・8月
6	カルタップ	殺虫剤	2	6月・8月

別表6 (秋田県水質管理計画項目)

番号	独自に行う水質項目	検査計画頻度(回/年)		
		浄 水	原 水	
		浄水場 出口	浄水場 蛇口	着水井
1	大腸菌・嫌気性芽胞菌	—	—	12
2	トリハロメタン生成能	—	—	10
3	ダイオキシン類	1	1	—
5	クリプトスポリジウム、ジアルジア	—	—	4